

# 社会福祉法人丸山福祉会 役員・役員等・その他の役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丸山福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）、評議員選任・解任委員（以下「その他の役員」とする）、の報酬等について定めたものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対する報酬は無報酬とする。

## (費用弁償)

第3条 役員及び役員等、その他の役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議を行う場合、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

## (評議員の費用弁償)

第4条 社会福祉法人丸山福祉会の評議員会に出席した場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

## (理事・監事の費用弁償)

第5条 社会福祉法人丸山福祉会の理事会に出席した場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

## (内部監査の費用弁償)

第6条 社会福祉法人丸山福祉会の内部監査を行った場合、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

## (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

別表 1

会議の種類	支払対象者 (実際に業務を行った委員)	金額
理事会、評議員会	理事・監事・評議員	3,000 円
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員	3,000 円
内部監査 (決算監査)	監事	3,000 円

※会議が 1 日複数回あった場合に於いても、1 回分の支給とする。

役員である職員には支給しない。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 17 日より施行する。